

香芝市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年1月29日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

教育部 学校教育課（学校支援室）

第4 監査の実施期間

令和5年11月30日から令和5年12月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 適応指導教室の設置及び運営においては、香芝市適応指導教室設置要綱の規定に基づき実施されているところであるが、体験生の取扱いなど要綱の規定と実際の運営等において乖離が見られる状況については速やかに是正されたい。
- (2) 奈良県教育関係職員録の購入においては、学校支援室も含めた多数の幼小中学校等

における毎年度の購入は冗費とも解することができるため、今回の定期監査の結果を各幼小中学校等と共有され、それぞれ経費削減に努められたい。